

参議院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成22年7月23日(金)		
場所	参議院第二別館東棟4階 401会議室		
出席委員氏名	委員長	筆谷 勇(東京都監査委員・公認会計士)	
	委員	阿部 哲((財)日本国際協力システム 契約審査室室長)	
	委員	水田 健輔(国立大学財務・経営センター研究部教授)	
審査対象期間	平成22年1月1日～平成22年3月31日		
抽出案件	4件		
一般競争入札	2件	契約件名	分館空調設備その他改修工事
		契約相手方	高砂熱学工業株式会社
	契約金額	278,250,000円	
	契約締結日	平成22年1月12日	
随意契約	2件	契約件名	参議院特別体験プログラムデータベースシステムの院内構築
		契約相手方	東日本電信電話株式会社
	契約金額	1,029,000円	
	契約締結日	平成22年1月18日	
随意契約	2件	契約件名	参議院施設の省エネルギーに係る調査支援業務
		契約相手方	株式会社ムラシマ事務所
	契約金額	9,450,000円	
	契約締結日	平成22年1月21日	
随意契約	2件	契約件名	参議院情報ネットワーク クライアントパーソナルコンピュータ Windows Vista SP2ほか検証・適用作業役務
		契約相手方	東芝ITサービス株式会社
	契約金額	15,962,625円	
	契約締結日	平成22年1月5日	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

意見・質問	回 答
<p>1. 報告事項</p> <p>入札及び契約手続きの運用状況について 意見なし</p> <p>指名停止の運用状況について 該当なし</p> <p>談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>A【分館空調設備その他改修工事（一般競争入札（総合評価落札方式）：工事）】</p> <p>①変更契約で契約金額を変更しているが、原因は何か。</p> <p>②工期の延長も行っているが、当初想定した工期に無理があったのか。</p> <p>③当初契約の工期よりも延長した工期の方が長くなっているのはなぜか。</p> <p>B【参議院施設の省エネルギーに係る調査支援業務（随意契約（不落・不調）：役務）】</p> <p>①入札が不調になった理由は何か。</p> <p>②トップレベル事業所の認定を受ける必要性は何か。</p>	<p>空調機及び電気設備等の新設工事等を追加したためである。</p> <p>国会日程の影響に加えて、追加工事の必要が生じたためである。</p> <p>国会日程への配慮と工事内容の変更によるものである。</p> <p>応札者がいなかったためである。その後、入札説明書等を配布した業者の中から入札参加要件を満たした上で履行可能な者を探したところ、1者あったため、その者と随意契約を締結した。</p> <p>東京都環境確保条例では、大規模事業所に二酸化炭素の8%削減が義務付けられているが、トップレベル事業所の認定を受けると、これが4%に半減されるため、削減義務の達成が可能となる。</p>

**C【参議院情報ネットワーク クライアント
パーソナルコンピュータ Windows
Vista SP2ほか検証・適用作業役務
(随意契約(単純)：役務)】**

(参考事案)

議院構成情報システム外Windows Vista
SP2 動作検証役務

議会業務系システム外Windows Vista
SP2 動作検証役務

①本件を特命随意契約にした理由は何か。

契約の性質上、契約を締結した者以外に履行可能な者はないと判断した。

②「議院構成情報システム外Windows Vista SP2 動作検証役務」と「議会業務系システム外Windows Vista SP2 動作検証役務」については、公募を実施しているが、本件で公募を実施しなかった理由は何か。

公募の実施により、本院のセキュリティに関する情報が開示されることを回避するためである。議院構成情報システムと議会業務系システムについては、このセキュリティ情報を開示する必要がないことから、公募が可能であった。

D【参議院特別体験プログラムデータベースシステムの院内構築(一般競争入札(最低価格落札方式)：役務)】

①本件が予定価格よりも大幅に低い価格で落札された要因は何か。

落札者は、過去に同様の業務を行った実績があり、そのノウハウ等を活用したことによるものと思われる。

②過去の実績による資産を活用できる者が存在するのであれば、その者が見積もった価格を基に予定価格を作成すべきではなかったか。

適正な予定価格を作成するには、極端に低廉な見積りを除く必要がある。

③本件の金額で落札されるのであれば、本来的に競争性はなかったのではないか。

あくまでも入札によって、この金額が提示されたものと考えている。

④12月28日に入札公告をし、事前提出書類の提出期限を翌年1月13日と設定したのでは、実質的な応募期間が確保できなかったのではないか。

本調達で事前提出を求めた書類は、短期間で準備が可能なものであり、応札に必要な期間は十分確保されていると考える。